

第39回国会 衆議院 地方行政委員会 第13号 昭和36年10月26日

○門司委員 今の大臣の答弁は、私はこの法律を見て必ずしもその通りではないと思います。もうあまり時間もないようですから端的に私は申し上げておきますが、今の大臣の御答弁のようなら、こういう協議会なんか幾らこしらえたからといって、それでものがまとまるものじゃございません。少なくとも新しい庁なり省なりを設けて、災害に対しては、予防からあるいは災害に対する処置というようなものを一手に引き受けたやるという確固たる責任が政府になければならぬ。この法案を見てごらんなさい。政府の責任は何にも書いてありはしない。国民を取り締まつたり、国民に対する義務は至るところに書いてあるが、この中に政府が講ずる財政措置一つ書いてありはしない。一体どこにこれを持っていけばいいかわからない。防災会議、防災会議と言うが、だれが主催して、どこでどういうことが行なわれるか。計画を立ててもこれは計画倒れですよ。国民が今ほんとうに要求しておるのは、こういう災害が年々起こってくる。大体大臣の方が統計は詳しいだろうから、私から申し上げる必要はないだろうと思いますが、戦後ずっと災害による年次の国土の損失は大体二千億ないし三千億程度毎年やられておる。平均して二千四、五百億という数字が出ておるでしょう。それだけ大きく国土を消耗しておりますときには、やはりそれをなくすということが先であって、それだけ国土を消耗しておいて、あとどう壁を塗っていくかということであってはならないと思う。もし大臣の言われるようなことが正しいとするならば—正しいという言葉はどうかと思いますが、ほんとうだとするならば、国の責任をもう少しこの法律の中に明らかにしてもらいたい。防災会議できめるんだと言っても、国民はどこがよりどころかわからない。その点がこの法律で非常に大きい一つの欠陥だと思います。この法律で国の責任は一体どこにありますか、だれがこれを主管して、だれがこの法律の執行に当たるのか、防災会議が執行に当たるわけじゃないでしょう。その国の責任を明らかにして、主管庁はどこであるかということを明らかにしておいていただきたい。

○安井国務大臣 今の門司さんのお話のような考え方も、一つの有力かつ有効な方法だと私は思うのであります。防災庁なり防災省を作つて、防災の実際機関、あるいは実際の計画実施を一本にまとめる、これは非常に有効だと思いますが、反面から考えますと、たとえば防災とい

う仕事がいわば各省の全般にわたつておる部面がある。これは建設省の治山治水もございましょうし、防波堤の問題も、運輸省の関係もございましょうし、あるいは厚生省の防災救助という問題もございましょうし、消防の面もあり、警察の面もある。こういうものをそれぞれまとめて一本の省にしてやることがはたして実際上の効果が上がるかどうかという点になりますと、私どももまだ多分の疑問を持たざるを得ない。門司先生の御意見も私どもは確かに御意見だと思いますし、将来の問題としてはこのことも考えなければならぬと思いますが、これをやるといたしますと、非常に機構上の大改革にもなりますし、またそれが実際上能率にはたしてマッチするかどうかという点には、まだわれわれは確信が持てないのでありますし、そういう意味から、現在ありますそれぞれの機能をフルに防災というものに向けて発揮させるにはどういう仕組みがいいかということを考えました結果、それぞれの各省の責任において実施はする。しかしそれをまとめて推進するのは総理大臣のもとで各省大臣の責任でもって災害というものを対象に真剣に検討し、施策を進めていく。この仕組みはこの法律で明らかであろう、こういうふうに考えておるわけであります。